

ちば若者みらい応援会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉県全体で若者を応援する機運醸成を目的に、県、市町村や民間企業、団体などが互いに取組の方向性を共有し、情報共有及び連携した取組を行う組織として、「ちば若者みらい応援会議」（以下「応援会議」という。）を設置する。

なお、応援会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(所掌事務)

第2条 応援会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 若者の仲間づくり支援の推進に関すること。
- (2) その他必要な事項。

(組織)

第3条 応援会議は、会長、議長、副議長及び次に掲げる者のうちから会長が依頼した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県及び市町村の代表者
- (2) 経済、交通、観光、スポーツ、文化及びその他の関係機関・団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

2 会長は、千葉県知事をもって充てる。

3 議長及び副議長は、委員のうちから会長が指名する。

4 委員が依頼時におけるそれぞれの所属機関・団体の役職を離れたときは、その後任者が委員を務めるものとする。

5 会長は、委員に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて委員を補充することができる。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、議長が議事・運営を統括する。

2 会長に事故あるときは議長が、会長及び議長に事故あるときは副議長が、その職務を代理する。

3 委員に事故あるときは、あらかじめ委員が指名した者を出席させることができる。

4 第3条の規定に関わらず、会長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、応援会議の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

- (1) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して審議を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営等に著しい支障が生ずると認められる場合

（会議公開の方法）

第6条 会議の公開は、議場の大きさによりあらかじめ傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。

- 2 傍聴の受付は、原則として事前申込によるものとする。なお、傍聴希望者が定員を上回った場合は申込順により傍聴人を決定する。
- 3 事前申込で傍聴定員に満たない場合は、会場において、当日申込を受け付ける。当日申込は先着順で行い、定員になり次第、又は会議の開会5分前に受付を終了する。
- 4 傍聴者には、会議資料を提供するとともに、会議を公正・円滑に運営するため、別紙「傍聴要領」を交付し、会場の秩序維持に努めるものとする。

（会議開催の周知）

第7条 会議の開催に当たっては、事前に開催日時、会議名、議題、開催場所、問合せ先（担当課、連絡先、傍聴定員、傍聴手続方法）を、県ホームページに掲載し、県民への周知を図るものとする。

（会議結果の公開）

第8条 会議結果については、応援会議の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合を除き、原則公開とし、会議終了後、県ホームページに掲載するものとする。

（事務局）

第9条 応援会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は千葉県健康福祉部こども・若者政策課とし、課長を事務局長とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援会議に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月12日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。